

## 四日市市ごみ処理基本計画改定支援業務委託 プロポーザル審査要領

### 1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

### 2 審査

- (1) 企画提案書およびプレゼンテーションによる審査を行い、最も得点の高い事業者を受託候補者とする。(同点の場合は委員長が決定する。)
- (2) 見積書合計金額が委託料を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (3) 審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての事業者に通知する。
- (4) 審査結果に関する異議等は受け付けない。

### 3 プレゼンテーション

- ・ 企画提案者からの説明（20分程度）
- ・ 企画提案者への質問（20分程度）
- ・ 出席人数は3名以内とし、質問に適切に対応できる担当予定者が出席する。
- ・ 補足資料の配布及び使用は認めない。また、説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、基本的に企画提案者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終わらせること。

### 4 審査方法

四日市市ごみ処理基本計画改定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の得点の合計を合算した総合得点の最も高い応募者を受託候補者として選定する（同点の場合は委員長が決定する。）。

なお、審査の結果、各委員の得点の合計を合算した総合得点が360点（満点の60%）に満たない場合は、受託候補者とししないものとする。

### 5 審査基準

委員会において厳正な審査を行い選定する。審査項目は別紙のとおりとする。

【別紙】

審査項目	評価の視点
配置予定者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者、担当者は適切か。</li> </ul>
業務の実施方針、実施体制、適正処理、ごみの減量施策	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針が仕様書に沿った計画であり、業務の手順等が考慮されたスケジュールとなっているか。</li> <li>・業務に必要な人員配置体制となっているか。</li> <li>・専任など十分なスタッフを確保できるか。</li> <li>・質問を通して、応答が明快かつ迅速か。</li> </ul> <p>①廃棄物の適正処理にかかる課題の分析と政策展開</p> <p>【主な視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書を十分に理解した提案となっているか。</li> <li>・本市の廃棄物行政の実態と課題を的確に分析し、一般論ではなく「本市にとって」適切な提案となっているか。</li> <li>・検証可能な提案となっているか。</li> <li>・A I や I o T を活用したD X の推進による業務の効率化など、最新の技術を活用した効果的な施策について具体的な提案があるか。</li> </ul> <p>②廃棄物の減量にかかる課題の分析と政策展開</p> <p>【主な視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書を十分に理解した提案となっているか。</li> <li>・本市の廃棄物行政の実態と課題を的確に分析し、一般論ではなく「本市にとって」適切な提案となっているか。</li> <li>・EBPM などを踏まえ、論理的かつ具体的な減量政策の提案となっているか。</li> <li>・検証可能な提案となっているか。</li> <li>・A I や I o T を活用したD X の推進による業務の効率化など、最新の技術を活用した効果的な施策について具体的な提案があるか。</li> </ul>
積算内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に対し、妥当な見積金額を提示しているか。</li> </ul>
専門性および業務への姿勢 (ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案内容全体を通して、業務に関する専門性や取り組み意欲を評価。</li> </ul>